

道民児連定款

・

各種規程等

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、民生委員法及び児童福祉法に規定されている北海道（政令指定都市を除く）の民生委員児童委員の職務の向上に努め、道民の生活安定を図るため、住民支援活動に向けた知識、技術の研究向上、調査、情報、資料の提供等を行うとともに、民生委員児童委員活動の啓発の促進に努め、もって道民の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民生委員児童委員の資質向上のための研修等事業
- (2) 道民への普及啓発事業及び調査研究事業
- (3) 民生委員児童委員の互助共済及び福利厚生事業等
- (4) 民生委員児童委員の顕彰並びに慰霊を行う事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、北海道内において行うものとする。

(支部)

第5条 この法人に、市及び振興局の町村区域毎に支部を置くことができる。

2 支部に関する規程は、別にこれを定める。

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人は、北海道（政令指定都市を除く）の民生委員児童委員をもって会員とする。

2 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、所定の会費を拠出するものとする。

3 会員に関する規程は、別にこれを定める。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなけ

ればならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 会長理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員50名以上72名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、各号の要件をいずれもみたさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の

1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外での者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事の選任及び改選
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(議 長)

第19条 評議員会の議長は、評議員において互選する。

(招 集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。

2 評議員は、会長理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その3分の2をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事、監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事の選任に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が別に定める。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、その評議員において選任された2名の評議員が、議事録署名人として前項の議事録に記名押印する。

第7章 役 員

(役員の設定)

第23条 この法人に役員を置く。

- (1) 理事 19名以上23名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長理事、3名を副会長理事とする。

3 理事のうち1名を常務理事とすることができる。

4 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

常務理事を選任した場合には同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長理事及び副会長理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長理事が在任中に死亡し又は所在不明となった場合は、理事会を開催して新たな会長理事を選定する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第30条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会長理事からの相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事、副会長理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消しに等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て会長理事が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長理事が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、会長理事が別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、会長理事が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第13章 補則

(委 任)

第46条 法人法第90条第4項各号及び定款に定めるものを除き、この法人の業務執行の決定は会長理事が行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。なお、公益法人移行の際の特例民法法人の事業報告及び決算は、公益法人が引き継ぐものとする。
- 3 この公益法人の最初の会長理事は清水健治とする。

別表1 基本財産（第7条関係）

財産種別	場所・物量等
普通預金	120,000円
投資有価証券	45,000,000円

支 部 規 程

平成 元年 5 月 2 9 日 議 決
平成 2 5 年 3 月 1 4 日 一 部 改 正

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 5 条の規定にもとづき、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という。）の支部について必要な事項を定める。

(支部の役割)

第 2 条 支部は、各単位民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）の連合組織として地域の実情に即した諸活動を行うとともに、連絡調整の役割を担い、各単位民児協と本連盟との連携を図る機能を有するものとする。

(構 成)

第 3 条 支部は、市及び振興局地区における民児協の連合組織たる民生委員児童委員協議会をもってこれにあてる。

2 支部の会員は、当該市及び、振興局地区の民生委員児童委員とする。

(支部の運営)

第 4 条 支部に、支部長 1 名、副支部長、幹事若干名をおき、支部の運営にあたる。

第 5 条 支部の事務を処理するため、事務局を設けることができる。

第 6 条 支部の会計は、会員の会費、寄付金、その他によってまかなうこととする。

第 7 条 支部の運営、事業について、支部毎の規約を作成することができる。

(委 任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、本連盟の支部に関し必要な事項は、会長理事が定める。

附 則

この規程は、平成元年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

会 員 規 程

平成 元年 5月29日議決
平成 4年 3月 6日一部改正
平成10年11月16日同 上
平成25年 3月14日 〃

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第7条の規定にもとづき、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という。）会員の会費に関し必要な事項を定め、これに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会費)

第2条 会員の会費は、民生委員児童委員一人当たり年額5,000円とする。

(会費の額)

第3条 会員の会費の額は、この法人の評議員会の決議を経て決定する。

(会費基準定数)

第4条 会員の会費に係る基準定数は、民生委員児童委員の現員数にかかわらず、毎年4月1日の民生委員児童委員定数をもってあてるものとする。

(会費の納入)

第5条 会員の会費は、市町村民生委員児童委員協議会でとりまとめ毎年4月1日から9月30日までにこの法人に納入するものとする。

(会費等の用途)

第6条 会員の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上70%以内を公益目的事業に、他は事業費等に使用するものとする。

(会員資格の消失)

第7条 会員が次の各号に該当したときは、その翌日から会員の資格を失う

(1) 死亡

(2) 退任

2 前項の場合、会員が納入した会費についてはこれを返還しない。ただし、資格を喪失した会員の後任として、新たに会員となった場合、前任者の資格を継承するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

理事・監事・評議員選出規程

平成 2年 2月20日議決
平成 5年 2月16日一部改正
平成10年11月16日同 上
平成25年 3月14日 〃

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という。）の定款にもとづき、理事・監事・評議員の選出について必要な事項を定める。

(評議員候補の報告)

第2条 本連盟評議員候補は、市並びに地区支部より支部長をはじめ、民生委員児童委員協議会の会長の職にある者から、次項の定めに従い評議員候補を報告する。

2 理事・評議員候補は、民生委員児童委員 150 人を超える支部は、民生委員児童委員 150 人を増すごとに 1 人の割で選任し、端数を生じた場合は、端数 100 人以上をもって 1 人を加えるものとする。

(理事・評議員の選任)

第3条 本連盟理事は、前条により支部から報告された評議員候補の中から、評議員会開会前に開催する支部長会議において選出し、評議員会の決議により選任する。

2 会長理事・副会長理事の候補は、支部長会議における選考委員会により選考する。

3 会長理事・副会長理事候補を除く他の理事候補はブロックごとで協議のうえ選出する。

4 前2項により選出した理事候補以外の者を評議員候補とし、評議員会の決議により選任する。

5 会長理事・副会長理事候補を除く他の理事候補を選出するブロック並びに理事数は別に定める区分による。

6 理事に欠員が生じたときは、支部長会議において理事が欠員となったブロックで協議のうえ候補を選出し、評議員会の決議により選任する。

(正副会長理事の選任)

第4条 会長理事・副会長理事は、評議員会後に開催する理事会の決議により選任する。

2 会長理事・副会長理事に欠員が生じたときは、支部長会議における選考委員会において候補を選考し、評議員会及び理事会の決議により選任する。

(常務理事の選任)

第5条 常務理事は、会長理事が推薦し評議員会及び理事会の決議により選任する。

2 定款第23条第3項の規定のうち、常務理事は会員外より選任することができる。

(監事の選任)

第6条 監事は、会長理事が推薦し評議員会の決議により選任する。

(選考委員会)

第7条 第3条第2項による選考委員会は、支部長5名により構成する。

2 選考委員会では、委員長を互選の上、会長理事・副会長理事候補を選考し、評議員会に

報告する。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

ブロック及び理事選出区分

ブロック区分	市		地区（町村）	
道南	函館・室蘭・苫小牧・登別・伊達・北斗市		渡島・檜山・胆振	
	定数 1,665	理事数 3	定数 751	理事数 1
道北	旭川・士別・名寄・富良野・留萌・稚内		上川・留萌・宗谷	
	定数 1,181	理事数 2	定数 656	理事数 1
道東	北見・網走・紋別・帯広・釧路・根室		オホーツク・十勝・釧路・根室	
	定数 1,341	理事数 2	定数 1,372	理事数 3
道央	江別・千歳・恵庭・北広島・石狩・小樽 夕張・岩見沢・美唄・芦別・赤平・三笠 滝川・砂川・歌志内・深川		石狩・後志・空知・日高	
	定数 2,019	理事数 4	定数 986	理事数 2
合 計	定数 6,206	理事数 11	定数 3,765	理事数 7

1. ブロック区分は、道南・道北・道東・道央の 4 区分とし、上記の市及び地区（町村）を充てる。
2. 理事の選出は、民生委員定数を基準とし、市、町村別に民生委員児童委員定数の割合により算出した理事数を、ブロック毎の定数により按分する。
3. 民生委員児童委員定数は、改選期毎の定数を基準とする。

算 出 方 法

1. 市部及び町村部の理事数
6,183 人(市)または 3,767 人(町村)
市、町村別理事数 \div $\frac{9,950 \text{ 人}}{(市 \div 11 \text{ 人} \quad 町 \div 7 \text{ 人})} \times 18 \text{ 人}$
2. ブロック理事数
市ブロック \div $\frac{\text{ブロック定数}}{6,183 \text{ 人}} \times 10 \text{ 人}$
町村ブロック \div $\frac{\text{ブロック定数}}{3,767 \text{ 人}} \times 8 \text{ 人}$
※いずれの計算も少数点以下は四捨五入とする。

委員会規程

平成 元年 5月29日議決
平成 9年 3月14日一部改正
平成25年 3月14日同 上

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という。）の委員会の運営について必要な事項を定める。

(種類)

第2条 委員会は次のとおりとする。

- (1) 理事小委員会
- (2) 互助共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）
- (3) その他必要な委員会

(構成員、任期)

第3条 委員会は本連盟の会員若干人をもって構成し、会長理事が委嘱する。ただし、学識経験者を加えることができる。

2 任期は3年とする。ただし再任は妨げない。

(委員会)

第4条 理事小委員会は本連盟の当面する事業の企画・調整・財源の確立等について協議、検討を行う。

2 運営委員会は、互助共済事業の運営を行う。

(運営)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

2 委員会ごとに運営内規を設けることができる。

附 則

この規程、平成元年12月1日から施行する。

附 則

この規程、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

弔慰規程

昭和32年	7月29日	議決	
昭和40年	3月11日	一部改正	
昭和45年	3月27日	同	上
昭和50年	2月27日	同	上
平成6年	3月17日	同	上
平成9年	3月14日	同	上
平成25年	3月14日	同	上

第1条 この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という。）の弔慰について必要な事項を定める。

第2条 本連盟の会員の死亡に際しては、会長名を以て弔辞を贈り、支部長の内申により慰霊碑に合祀する。なお、会員には、会員外の理事、監事および顧問を含める。

第3条 前条の規定のほか支部長または評議員において特に必要があると認めた関係者に対しては、その内申により弔辞を贈るものとする。

2 会長理事が特に必要と認めた場合には、弔慰金ならびに供花をそえることができる。

第4条 第1条の会員のほか、会長理事が特に必要と認めた関係者に対して、弔辞ならびに弔慰金を贈ることができる。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

物故民生委員児童委員合祀内規

昭和50年 6月11日一部改正
平成13年 5月 9日同 上
平成25年 3月14日同 上

第1条 本連盟の行なう物故民生委員児童委員合祀並びに慰霊祭において合祀する物故者は次に該当する者とする。

- (1) 民生委員児童委員在任中死亡した者
- (2) 民生委員児童委員を一期以上務め、退任後死亡した者で市支部長及び町村民児協会長より推薦の者

第2条 前項の該当者は、市支部長または民児協会長において毎年指定した日までに会長に報告するものとする。

第3条 前項の該当者の報告は下記様式によるものとする。

(様式)

物故民生委員児童委員氏名報告書
市支部・町村民児協名
支部長・会長名 印

下記のとおり報告いたします。

物故民生委員児童委員		ご遺族		備考
ふりがな 氏名	物故された 年月日	ふりがな 氏名	〒住所・電話	
	年月日			
	年月日			
	年月日			
	年月日			

(注) 慰霊祭当日、物故者のお名前を読み上げますので、必ず氏名に「ふりがな」を附して下さい。過去の申請（報告）もれの物故者については備考欄に退任年月日をご記入下さい。

附 則

この内規は、昭和50年6月12日より施行する。

附 則

この内規は、平成13年5月10日より施行する。

附 則

この内規は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

活動強化基金規程

平成 5年 2月16日議決
平成12年 3月16日一部改正
平成25年 3月14日同 上

(目 的)

第1条 この規程は公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という。）の運営、事業の臨時的あるいは緊急的な事態に対応するための活動強化基金（以下「基金」という。）について、必要な事項を定める。

(基 金)

第2条 この基金は、寄付金その他の収入を積み立てるものとする。

(基金の活用)

第3条 この基金の活用は、会長理事が理事会に諮り、活用するものとする。

(基金の管理)

第4条 この基金は、固定資産により管理する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるほか、この基金に関し必要な事項は、会長理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

情報公開規程

平成12年 3月16日議決
平成25年 3月14日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という。）定款第43条、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）にもとづき、本連盟が保有する文書の情報公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本連盟の文書とは、本連盟の経営状況を説明する別表に定める文書及び平成10年4月1日以降に本連盟が作成し、又は取得した文書、図面及び写真であって、本連盟が管理しているものとする。

(経営状況を説明する文書の公開)

第3条 本連盟は、会計年度終了後、おおむね3か月以内に、本連盟の経営状況を説明する文書を本連盟を所管する道の所管課（以下「所管課」という。）に提出するものとする。
2 本連盟はその主たる事務所に、道は所管課のほか総務部文書課行政情報センターに経営状況を説明する文書を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(経営状況を説明する文書以外の文書の公開)

第4条 本連盟が保有する文書であって、知事が管理していないものの閲覧又はその写しの交付（以下「文書の閲覧等」という。）の申出をしようとするものは、知事に対し知事が定める出資 法人等情報公開申出書（以下「申出書」という。）を提出するものとする。
2 本連盟は、知事から閲覧等申出のあった文書に、次の情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該文書に係る文書の閲覧等に応じるものとする。

ア 個人情報

本連盟が定めた個人情報保護規程（平成10年4月1日制定）により個人に関する情報として保護されているもの。

イ 法人情報

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、閲覧等に応じることによって、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの。

ウ 公共安定情報

閲覧等に応じることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報。

エ 意思形成過程情報

本連盟又は国若しくは地方公共団体その他の公共的団体（以下「国等」という。）の事務又は事業に係る意思形成過程において、本連盟の機関内部又は本連盟と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、本連盟が作成し、又は取得した情報であって、閲覧等に応じることにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生じると明らかに認められるもの。

オ 協力関係情報

本連盟と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、本連盟が作成し、又は取得した情報であって、閲覧等に応じることが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生じると認められるもの。

カ 事業運営情報

入札予定価格、その他本連盟又は国等の事務又は事業等に関する情報であって、閲覧等に応じることにより当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの。

キ 法令秘情報

法令等の規定により明らかに閲覧等に応じることができないとされている情報。

(文書の開示の決定)

第5条 本連盟は、知事から閲覧等申出に係る文書の提出の依頼があったとき、おおむね14日以内に文書の閲覧等の申出に対する諾否の決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。

2 本連盟は、前項の決定をしたときは、知事を経由して速やかに、前条第1項の申出書を提出したもの（以下「閲覧等申出者」という。）に書面により通知するものとする。

(文書の閲覧等の場所)

第6条 文書の閲覧等は、北海道総務部文書課行政情報センター又は本連盟の主たる事務所において行うものとする。

(費用の負担)

第7条 閲覧等申出者は、別表に定める文書の閲覧等に要する費用（写しの送付に要する費用を含む。）を本連盟の請求に基づき負担するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本連盟の情報公開に関し必要な事項は、会長理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

1 規程第2条に定める経営状況を説明する文書

文 書 の 内 容		
・定款	・収支計算書	・財産目録
・役員名簿	・正味財産増減計算書	・事業計画書
・事業報告書	・貸借対照表	・収支予算書

2 規程第7条に定める文書の閲覧等に要する費用

区 分	費 用 の 額
文書の写しの作成に要する費用の額	職員が乾式複写機により、日本工業規格A列 3番までの規格の用紙を用いて作成した場合はその枚数に15円を乗じた額とし、それ以外の方法による場合は、文書の写しを作成するために実際に要した費用の額。
文書の写しの送付に要する費用の額	郵送に要する郵便料金の額。

個人情報保護規程

平成12年 3月16日議決
平成17年 5月19日全文改正
平成25年 3月14日一部改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という。）定款第44条にもとづき、本連盟が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本連盟の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本連盟が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 従業者 本連盟の指揮命令を受けて本連盟の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(本連盟の責務)

第3条 本連盟は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本連盟は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本連盟は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると

合理的に認められる範囲で行うものとする。

- 3 本連盟は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 本連盟は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 本連盟は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 3 本連盟は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 本連盟は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 本連盟は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

- 3 本連盟は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。

- (2) 法令等の規定に基づくとき。

- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

- (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

- 4 本会は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 本連盟は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本連盟は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第9条 本連盟は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 本連盟は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 本連盟は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 本連盟は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

5 本連盟は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本連盟以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 本連盟は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本連盟が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部

を委託する場合

- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本連盟は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

- 第11条 本連盟は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面によりその開示(当該本人が識別される個人情報に保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本連盟の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面(様式1)により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知(様式2、3)は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等)

- 第12条 本連盟は、保有個人データの開示を受けた者から、書面により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出(様式4)があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面(様式5、6)により通知するものとする。
- 2 本連盟は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

- 第13条 本連盟は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本連盟における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。
 - 3 事務局長は、会長理事の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
 - 4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
 - 5 事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

(苦情対応)

- 第14条 本連盟は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 苦情対応の責任者は、事務局長とするものとする。
 - 3 事務局長は、苦情対応の業務に従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

- 第15条 本連盟の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
 - 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長理事に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑 則

(その他)

- 第16条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

**北海道民生委員児童委員連盟個人情報保護規程
個人情報取扱業務概要説明書**

北海道民生委員児童委員連盟個人情報保護規程第5条の規定に基づく、会員情報、研修等活動にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

<p>個人情報の種類 (本連盟事業にかかわって取得・利用する個人情報)</p>	<p>1. 会員の個人情報に関する事項 2. 研修等活動に係る講師の個人情報に関する事項</p>
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>北海道民生委員児童委員連盟（以下本連盟という）の会員状況の把握および研修活動等を適正かつ円滑に行うことを目的とする。</p>
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>1. 会員等の個人情報は、本連盟担当者の管理のもとに保管し、下記の事項に沿った利用を行う。 (1) 会員台帳の整備・管理（市町村民児協への情報提供） (2) 相談、照会に係る個人情報 (3) 会員の褒章、叙勲、各種表彰に関する個人情報 (4) 互助共済事業に関する個人情報 (5) 調査活動に関する個人情報 (6) 生活福祉資金貸付事業等に関する個人情報 (7) その他特に本連盟事業活動に関する個人情報</p> <p>2. 研修等活動に係る個人情報は、本連盟担当者の管理のもとに保管し、下記の事項に沿った利用を行う。 (1) 講師の個人情報（氏名、肩書き、略歴）の記載 (2) 研修参加者名簿（氏名、所属、年数）の記載 (3) 委託業者への参加者個人情報の提供（個人情報保護法に沿った委託契約の締結） (4) その他特に研修等活動に関する個人情報</p> <p>3. その他の項目は、担当者のみが管理し他に漏らしてはならない。</p>
<p>その他の情報</p>	<p>本連盟職員が、上記情報の取得その他の機会において、会員等から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本連盟職員以外には伝えてはならない。</p>
<p>個人情報保護担当者</p>	<p>本連盟事務局長</p>
<p>本事業における苦情対応担当者</p>	<p>本連盟事務局長</p>

(様式1)

開示申出書		
		平成 年 月 日
公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟会長 様		
氏 名 _____		
住 所 _____		
生年月日 _____		年 月 日
<p>私の個人情報について、下記のとおり開示の申出をします。</p>		
記		
1 個人情報の区分	(1 会員等の個人情報 2 研修等活動に係る個人情報 3 その他)	
.		
2 開示を求める項目		
1 全部		
2 一部 (項目名 _____)		
<p>※ 開示を希望する項目、個人情報を本連盟へ提出された際の事業名およびその実施年度について、具体的にご記入下さい。</p>		

(様式2)

		道民児連第 号
		平成 年 月 日
様		
公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟 会 長		
個人情報の開示について		
<p>平成 年 月 日付で開示申出をいただきました貴殿の個人情報につきましては、別添のとおりですので、お知らせいたします。</p>		

(様式3)

道民児連第 号
平成 年 月 日

様
公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟
会 長

個人情報の開示について

平成 年 月 日付で開示申出をいただきました貴殿の個人情報につきましては、
検討の結果、開示しないことといたしましたので、お知らせいたします。
なお、開示しない理由は、下記のとおりです。

記

(様式4)

（訂正 追加 削除 利用停止） 申出書

平成 年 月 日

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟会長 様

氏 名 _____
住 所 _____

先般開示を受けた私の個人情報について、下記のとおり〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出をします。

記

1 開示を受けた年月日： 平成 年 月 日

2 〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出の内容

開示内容	〔訂正・追加・削除・利用停止〕の内容

(様式5)

道民児連第 号 平成 年 月 日	
様	
公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟 会 長	
個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕について	
<p>貴殿の平成 年 月 日付の本会の保有する個人情報の訂正等申出につきまして は、事実の確認の調査を行い、その結果、申出どおり〔訂正・追加・削除・利用停 止〕をすることといたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>なお、個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕の内容は、次のとおりですの で、ご確認ください。</p>	
〔訂正・追加・削除・利用停止〕前	〔訂正・追加・削除・利用停止〕後

(様式6)

道民児連第 号 平成 年 月 日	
様	
公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟 会 長	
個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕等の申出について	
<p>貴殿の平成 年 月 日付の本会の保有する個人情報の訂正等申出につきまして は、事実の確認の調査を行い、その結果、〔訂正・追加・削除・利用停止〕をしな いことといたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>なお、個人情報の〔訂正・追加・削除・利用停止〕をしない理由は、下記のとおり です。</p>	
記	

旅 費 規 程

平成 元年 5月29日議決
平成 3年 3月 6日一部改正
平成 9年 3月14日同 上
平成18年11月 7日同 上
平成25年 3月14日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という。）の役員等及び職員の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(旅費の支給)

第3条 本連盟の役員等及び職員が出張したときは、当該役職員に対し旅費を支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、業務遂行上最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務の都合又は天災、交通事故その他やむを得ない事由で予定の順路によることができなかつたときは、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

2 通勤手当を支給されている職員のうち、通勤手当の額が定期券の価額（併用者及び特別急行列車等の定期券の価額の2分の1に相当する額で支給されている場合も含む。）で支給されている職員が、当該定期券の有効区間内の出張を行った場合にあっては、当該旅行に係る定期券を使用することにより必要としない鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、特別の事情により定期券を使用することができなく、現に交通費を要する出張である場合には、この限りではない。

(旅費の請求・精算手続)

第5条 出張命令を受けた者は、別に定める様式により旅費を請求するものとする。

2 宿泊を伴う出張及び特に必要と認められる旅費については、出発前に予算金額内で概算払いの請求をすることができる。

3 旅費の精算は、出張が終わった日の翌日から起算して1週間以内に行わなければならない。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下「運賃」という。）による。

- (1) 普通車両料金及び急行料金並びに座席指定料金による。
- (2) 普通車両料金は路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (3) 普通急行列車を運行する路線による出張で、片道50キロメートル以上の場合は、普通急行料金を支給する。
- (4) 特別急行列車を運行する路線による出張で、役員が片道100キロメートル以上の場合は、新幹線特別料金または特別急行料金を支給する。
- (5) 座席指定料金は、特別急行列車または普通急行列車を運行する路線による出張で、片

道100キロメートル以上に該当する場合に限り支給する。

- 2 前項にかかわらず、業務上の都合など特に急行列車または、特別急行列車を利用する必要がある場合はキロ数にかかわらず、利用する急行料金を支給する。

(船賃)

第7条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃による。

- (1) 船賃は水路旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。
- (2) 運賃の等級を三段階に区分している場合には、中級の運賃
- (3) 運賃の等級を二段階に区分している場合には、上級の運賃
- (4) 運賃の等級を設けていない場合には、乗船に要する運賃
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による出張の場合には、座席指定料金を加える。

(航空賃)

第8条 航空賃は、航空旅行について路程に応じ航空会社の定める運賃による。

(車賃)

第9条 車賃の額は、陸路（鉄道を除く）旅行について路程に応じ1キロメートル当りの定額または、実費額により支給する。

(日当)

第10条 日当の額は別表の定額による。

- 2 行程100キロメートル以上の出張の場合において日当定額を支給する。
- 3 鉄道・水路または陸路にわたる出張については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもって、それぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。
- 4 道外への日帰り出張に係り、早朝出発、夜間帰着等の場合に日当定額に次の額を加算する。
 - (1) 道内（道外）の空港からの航空機の出発時刻が午前8時30分以前の場合は、日当定額の4分の1を加算する。
 - (2) 道内（道外）の空港からの航空機の到着時刻が午後8時以後の場合は、日当定額の4分の3を加算する。
 - (3) 道内（道外）の空港からの航空機の出発時刻が午前8時30分以前の場合かつ、道内（道外）の空港からの航空機の到着時刻が午後8時以後の場合は、日当定額を加算する。

(宿泊料)

第11条 宿泊料の額は、別表の定額による。ただし、主催者側から宿泊料金を定めて通知のあったものについては、決められた宿泊料を超えて支給することができる。

(出張中の事故)

第12条 出張中に負傷、疾病、天災その他やむを得ない事故のため、途中で日程以上の滞在をしたときは、その事実の証明ができるものに限り、その間の日当及び宿泊料を支給する。
2 やむを得ない事故により多額の出費を要し、所定の旅費をもって支払ができないときは、その事実の証明ができるものに限り、その実費を支給する。

(役職員以外の者の出張)

第13条 役職員以外の者が、この法人の依頼により出張したときは、その者の学識、経験、

社会的地位等を考慮し、役職員に準じて旅費を支給する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は、会長理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年7月23日に遡って施行する。ただし、別表3に定める規程については、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年12月18日遡って施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日遡って施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別 表

1 日当及び宿泊料

(単位：円)

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料 (一夜につき)	
		甲 地	乙 地
役 職 員	2, 2 0 0	1 0, 9 0 0	9, 8 0 0

2 甲地指定地域

- (1) 東京都 23区
- (2) 神奈川県 横浜市、川崎市
- (3) 愛知県 名古屋市
- (4) 京都府 京都市
- (5) 大阪府 大阪市、堺市
- (6) 兵庫県 神戸市
- (7) 福岡県 福岡市
- (8) 千葉県 千葉市
- (9) 埼玉県 さいたま市
- (10) 広島県 広島市

3 役員等は第10条第2項の規定は適用しない。

「北海道民生委員児童委員災害時住民救援活動支援金」運営要綱

平成25年3月14日議決

(目的)

第1条 この規程は、災害が発生した地域において、民生委員児童委員ならびに民生委員児童委員協議会による、その職務に立脚した救援・支援活動等に対し、緊急かつ即応的に要した費用及び活動費用に係る資金（以下「支援金」という）を支援することを目的とする。

(対象災害)

第2条 原則として、災害救助法適用外の小規模災害を対象とする。また、大規模災害については都度理事会においてその対応を協議する。なお、災害対策基本法に定義され、かつ、災害救助法が適用された災害については、全国民生委員児童委員連合会の「民生委員・児童委員災害救援活動支援金制度」の活用による対応とする。

(支援金申請対象)

第3条 災害により救援・支援活動等を実施した市町村民生委員児童委員協議会において、当該民生委員児童委員ならびに民児協が行った救援・支援活動等を取りまとめ、所定の様式により活動報告書ならびに支給申請書を北海道民生委員児童委員連盟（以下「本連盟」という）に提出する。

2 支援金の申請使途については柔軟に対応する。

(支援金決定)

第4条 第3条1項により申請を受け、本連盟正副会長にて申請内容を確認、決定し、その内容を理事会に報告する。

2 支援金の送金は、本連盟正副会長により決定する。また、支援金決定に際しては本連盟事務局職員等が必要に応じて現地確認を行った報告も参考とする。

3 支援金は、一災害における支援金の額は1市町村あたり30万円を限度とする。

4 本要綱に定めのない事項については、その都度理事会において協議する。

(支援金送金)

第5条 支援金の送金先は、原則として市町村民生委員児童委員協議会とする。

(報告)

第6条 支援金の支給を受けた市町村民生委員児童委員協議会会長は、所定の様式により受領書を本連盟会長あて提出する。

(財 源)

第7条 本支援金の財源は、活動強化基金積立預金より充当するものとする。

附 則

この要綱は、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。